

弘前市建設工事予定価格事前公表事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る入札について、入札前に予定価格を公表する場合の事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において予定価格とは、入札に付する建設工事に関する仕様書及び設計書等によって予定する当該建設工事の価格をいう。

(対象工事)

第3条 予定価格を入札前に公表して入札を実施する建設工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約によることができるものを除き、市が発注するすべての工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合には、予定価格を入札後の公表とすることができるものとする。

(公表の方法)

第4条 市長は、予定価格を入札公告又は指名競争入札通知書に記載するとともに、工事発注情報（入札公告又は指名通知後に公表する書類で、入札に付そうとする工事の工事名称、工事場所、入札・開札日時等が記載されたものをいう。）に予定価格を記載し、入札公告又は指名通知後、契約課において閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載し、公表するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第5条 市長は、入札の執行に当たり、入札参加者に対し、積算項目を指定した工事費内訳書を提出させるものとする。ただし、同日に再度入札を行う場合の再度入札に限り、落札者に対してのみ、入札後に工事費内訳書を提出させるものとする。

2 前項の規定において、工事費内訳書を提出しないときは、その者のした入札は無効とするものとする。

3 前2項の規定は、第3条第2項の規定による、予定価格を入札後の公表とする工事にも適用するものとする。

附 則

この要領は、平成18年2月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。